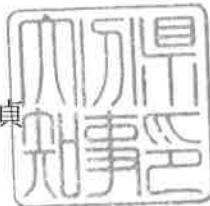


環保 第 2232 号
平成28年 3月28日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

大分県知事 広瀬 勝 貞



環境影響評価法等に基づく環境影響評価準備書についての意見

九州電力株式会社の大岳発電所更新計画に係る環境影響評価準備書について、環境影響評価法及び電気事業法に基づく意見は下記のとおりです。

記

1 総括的事項

事業実施区域の一部は阿蘇くじゅう国立公園にかかっており、周辺には同公園の特徴の一つといえる広大な草原など、豊かな自然環境が広がっている。当該事業がそれらの自然環境に悪影響を及ぼさないよう、環境の保全に最大限配慮すること。

2 個別的事項

(1) 温泉

引き続き、周辺温泉のモニタリング調査を実施し、県をはじめとする関係機関等に情報提供し認識共有を図るとともに、温泉への影響が確認された場合には、温泉への影響を回避する適切な措置を講じること。

(2) 動物・植物・生態系

ア ノスリについては、事業実施区域近くで営巣、繁殖行動を行っていること、事業実施区域内が行動圏に含まれることから、発電所更新工事から発生する騒音等の影響による繁殖等への影響が懸念されるため、モニタリングを実施すること。

また、特に敏感度が大きくなる繁殖期等における工事については、最大限の配慮を行うこと。

イ 植物の移植については、移植種を死滅させるおそれがあるため、移植先や、その方法、時期、移植後の管理体制なども含めた移植計画を作成のうえ、関係機関に協議するとともに、専門家の助言等も踏まえ、慎重に実施するとともに、移植後のモ

ニタリング及び必要に応じて場所変更を含めた再移植を検討すること。

また、県の指定希少野生動植物及び阿蘇くじゅう国立公園指定植物に指定されている植物の移植に当たっては、必要な手続を行ったうえで実施すること。

ウ 法面等に対する緑化措置や、一時的に使用した作業場所における草地の創出を行う際は、在来種を用いて外来種による攪乱を防止するとともに、使用する種の選別にあたっては、事業実施区域周辺の現存植生に配慮すること。

エ 対象事業実施区域ではないものの、その周辺では多くの希少な植物が確認されていることから、これら植物の生育地周辺に侵入防止のためのロープを設置するなどの措置を講じるとともに、当該措置を工事関係者に周知し、不要な立入りによる悪影響を回避すること。

オ 九重町の資源である貴重な自然環境が育まれている地域であるため、生物多様性の保全に十分配慮した保全策を講ずること。

(3) 景観

建築物等の建設にあたっては、町の景観担当部局とも協議し、地域の景観への影響を可能な限り低減するよう配慮すること。